

○内閣府告示第三十八号  
 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条の二第一項の規定に基づき、救助実施市を次のとおり指定したので、同条第四項及び災害救助法に基づく救助実施市に関する内閣府令（平成三十年内閣府令第五十七号）第三条の規定に基づき、告示する。  
 平成三十一年四月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

指定する市	指定の効力が生ずる日
宮城県仙台市 神奈川県横浜市 神奈川県横浜市 川崎市 相模原市 兵庫県神戸市 岡山県岡山市 熊本県熊本市	平成三十一年四月一日
福岡県北九州市 福岡市	平成三十一年十月一日